

# 商工会かわら版

NO 21 号 平成 29 年 3 月

●美郷町商工会 TEL:75-0805・FAX:75-1326  
大和支所 TEL:82-2132・FAX:82-2953  
商工会のホームページ <http://misato.shoko-shimane.or.jp/>

★4月より

「美郷町商工業等支援事業補助金」の  
受付が始まります！

美郷町商工業の振興と

地域経済の活性化を目的とした  
町単独の補助金です！



H28 年度の実績は採択企業 8 社、約 500 万  
円の利用がありました。

今年も 4 月以降募集が始まりますが、すでに  
数件のご相談を受けております。予算上、早め  
にご検討いただきご連絡ください。  
なおご計画の際、下記の点ご注意ください。

- \* 機械等の中古品は補助対象外です。
- \* 補助率は補助対象経費の 1/2 です。
- \* 補助金の上限は 100 万円です。

\* 小売商業者等については島根県の地域商業等  
支援事業との重複申請が可能。  
(最大で 200 万円まで支援可能。但し 1/2 は  
自己負担)

\* 汎用性のある資産の取得は対象外(他の用途に  
使える車・パソコン等は対象外、但しタンクロー  
リーやパソコンソフトは対象)

\* 対象業種：製造業・卸売業・小売業  
飲食業・旅館サービス業など  
美郷町商工業者のための支援制度です  
是非ご活用ください！

★美郷町雇用促進奨励助成金  
(美郷町民を雇用すると  
30万円の助成がされます)



地元事業所において正規雇用従業員として町民  
を雇用又は、町外から通勤している正規雇用従業員  
が美郷町へ転入した場合、雇用交付対象事業所の事  
業主へ助成。

- 助成金額 ⇒1 人 30 万円(新卒者は 50 万円)
- 助成上限額⇒150万円(1事業所)
- 対象雇用者⇒町民を雇用又は美郷町に転入  
した正規雇用者
- 申請期間 ⇒雇用した日から6ヶ月以内(期限厳守)  
詳しくは美郷町HP又は定住推進課まで・・・

★雇用保険に加入していない  
65歳以上の従業員について

●65歳以上の従業員も雇用保険の加入対象と  
なりました。(平成29年1月1日以降)

- ①新たに65歳以上の労働者を雇用した場合
  - ②65歳以上の労働者を雇用しており、1月1日以  
降も雇用している場合(雇用保険未加入者)
- \* 上記に該当する労働者は「雇用保険資格取得届」  
をハローワークへ提出して下さい。  
(商工会が行う労働保険事務組合に加入事業所につ  
いては商工会で手続きいたします。)

●保険料の徴収は平成31年度までは免除ですが、  
それ以降は変更になる可能性があります。  
詳しくは商工会までご連絡下さい。

★所得税及び消費税の  
口座振替について

【申告所得税及び復興特別所得税】

★平成29年4月20日

★平成29年5月31日(延納分)

【消費税及び地方消費税】

★平成29年4月25日 です。

※残高不足等で振替が出来ない場合納付期限の  
翌日から納付日までの延滞税がかかります。